

# ミールカードシステム利用規約 (2026年度)

## 第1条 規約の適用

ミールカードシステム利用規約(以下「本規約」という)は、岡山大学生協同組合(以下「生協」という)が指定する学生証・大学職員証・生協組合員証(以下「学生証等」という)に機能を付属したICカード等を使用し、生協が運営するミールカードシステム(以下「ミールカード」という)の利用について条件を定めるものです。

## 第2条 ミールカードの定義

契約期間内において、生協が指定した食堂等の店舗(以下「利用可能店舗」という)の営業日・営業時間に、コースごとに定められた1日利用上限額の範囲内で、生協が指定した食事等の商品を利用することができる機能をミールカードと定めます。

## 第3条 ミールカードの目的

ミールカードは利用者本人の健康増進、食生活習慣のサポート等を目的としています。

## 第4条 利用対象者

ミールカードは、生協の組合員を対象としたサービスです。ご利用には生協への加入が必要です。

## 第5条 契約

### (1) 契約の成立

組合員は本規約に同意の上、生協が指定する方法によりミールカードの利用を申し込み、購入金額を支払うことで契約が成立し、ミールカードを利用することができます。

### (2) 契約期間

契約期間は原則当該年度4月1日から翌年3月31日までの1年間です。期間途中までの契約はありません。

### (3) 利用コース、購入金額、支払期限等

利用コース、購入金額、分割支払い基準月額料金(以下「基準月額料金」という)、支払い期限等は、年度ごとに生協が決定します。

### (4) 支払い方法

申し込みの際に、一括払いまたは分割払いを選択することができます。

### (5) 分割払い

分割払いは銀行口座からの自動引き落としとなります。手続きの関係上、基準月額料金の3か月分(4~6月分)をお申し込み時にお支払いいただきます。以降6月を初回として、翌年2月までの毎月23日(土日祝日の場合は翌営業日)に引き落としとさせていただきます。

この引き落としは、契約に基づき購入金額を分割でお支払いできるサービスです。解約等の申請がない限り、契約期間満了までお支払いの義務が中断されることはありません。

### (6) 途中申し込み

期間途中での申し込みは、一か月単位での申し込みとします。購入金額は基準月額料金をもとに算定します。この場合の契約期間は利用開始月の月初から当該年度の翌年3月31日までとします。受付は利用開始月の前月20日(土日祝日の場合は翌営業日)を締切とします。また、利用開始月が12月以降となる申し込みは受付しません。

## 第6条 利用の範囲

生協は、ミールカードの利用可能期間、利用可能店舗の営業日・営業時間、1日当たりの利用限度額、利用できる食事等の商品の範囲、その他ミールカードの利用にあたって必要な事項を定め、掲示等により利用者への周知を図ります。利用者はこの範囲において利用できます。

## 第7条 利用ができない場合

利用者は次の場合にはミールカードの利用ができないこと及び未使用期間に対する金額の補償等がないことを予め承諾するものとします。

(1) 年間の営業予定に従って利用可能店舗が営業していない場合、及び営業時間外の場合

(2) 営業予定日であっても、災害発生や気象警報発表による大学の休講措置、大学行事、施設点検にともなう停電等により利用可能店舗が臨時休業している場合

(3) 大学からの指示により構内への立ち入りが制限または禁止されている場合

(4) 学生証等の紛失・汚損・不携帯によってミールカードで会計処理ができない場合

(5) 利用可能店舗のレジ等端末機の故障、停電、予測できない天災などによりミールカードで会計処理ができない場合

なお(1)の年間の営業予定の変更があった場合や、(2)(3)による予定外の臨時休業については、決定後速やかに各店舗での掲示、WEBサイト等にて告知をするものとします。

## 第8条 学生証等の紛失・汚損・不携帯の際の対応

学生証等の紛失・汚損により利用できなくなった場合は、利用者は所定の学生証等再発行手続きを行ったうえで仮カードの一時的な貸与を受け、仮カードでミールカードを利用することができます。ただし、利用者の過失による紛失・汚損の場合は、所定の再発行手数料をいただきます。

会計時に学生証等(仮カード含む)を不携帯の際はミールカードの利用はできません。また、事後や後日にミールカードでの再会計もできません。

## 第9条 目的範囲外の利用禁止とその処分

ミールカードの目的から、以下の行為については禁止とさせていただきます。

(1) ミールカードを利用できる学生証等(仮カード含む)を、他人へ貸与あるいは譲渡する行為。

(2) 会計後の商品を、そのミールカード利用者以外の方へ譲渡する行為。いわゆるおごり行為。

上記の不正利用が判明した場合はミールカードの一時利用停止処分を科します。

## 第10条 契約内容の変更・停止・解除

### 1. コースの変更

契約期間途中で1回限り利用コースの変更ができます。変更は一か月単位となり、変更後も契約期間の満了日は当該年度の翌年3月31日です。受付は変更後の利用開始月の前月20日(土日祝日の場合は翌営業日)を締切とします。また、変更後の利用開始月が12月以降となるコース変更は受付しません。

変更の際には、コースごとの基準月額料金をもとに購入金額の差額を算定し、追加料金をお支払いいただくか、生協ウォレットへのチャージにより返金とします。

# ミールカードシステム利用規約 (2026年度)

## 2. 利用停止措置

分割払いでの契約において、毎月指定日に口座引落ができなかった場合、予告なしに一時的にミールカードの機能を停止します。また、停止期間に使用できなかった金額についての補償等はありません。利用再開は滞納分のお支払完了後、3営業日以内となります。

## 3. 契約が解除となる場合

次の何れかに該当する場合は契約が解除となります。

- (1) 利用者が生協の組合員資格を失った場合。
- (2) 分割払いでの契約において、口座引き落としによる支払いに滞納が発生し、かつ支払いに応じない場合。ただし、滞納された支払い分については、ミールカードの利用状況に関係なくお支払いいただきます。
- (3) 複数回に渡り不正利用を行った場合。この場合、契約解除違約金 10,000 円（税別）を請求します。また、解除の日までのミールカード累計利用金額が購入金額（分割支払いの場合は支払い済み金額）を上回った場合はその差額を請求します。

## 第 1 1 条 途中解約

契約期間途中であっても、生協所定の手続きによる申請により途中解約を月単位で受け付けます。コースごとの基準月額料金をもとに、以下に定める方法で精算します。受付は解約月の 20 日（土日祝日の場合は翌営業日）を締切とします。また、解約をした当該年度内に再度の申し込みを行うことはできないものとします。

### 1. 学事等による途中解約

中途退学、休学、長期留学、傷病での長期入院等により、ミールカードを利用できなくなった場合には、解約月までのミールカード累計利用金額による実費精算とします。

- (1) ミールカード累計利用金額が購入金額（分割支払いの場合は支払い済み金額）を下回った場合はその差額を返金するものとします。
- (2) ミールカード累計利用金額が購入金額（分割支払いの場合は支払い済み金額）を上回った場合はその差額を請求するものとします。
- (3) この申請を受けた場合、生協は利用者に対して解約理由を証明する資料の提示を求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。
- (4) 返金は、中途退学の場合は原則として利用者の父母等（組合員の父母もしくは生計維持者、以下同じ）の銀行口座に振込にておこないます。その際の振込手数料はご負担いただきます。中途退学者以外は原則として生協ウォレットへのチャージにより返金とします。

### 2. その他の理由(利用者の自己都合等、卒業含む)による途中解約

- (1) 解約月までのミールカード累計利用金額が、解約月までの利用月数×基準月額料金を下回った場合はその差額の返金はありません。
- (2) 解約月までのミールカード累計利用金額が、解約月までの利用月数×基準月額料金を上回った場合はその差額を請求するものとします。
- (3) 解約後の未利用月数×基準月額料金を返金するものとします。ただし、分割支払いの場合は支払い済み金額があった場合に限りです。

(4) 解約事務手数料として 5,000 円（税別）を請求するものとします。

(5) 第 11 条第 2 項 (1)～(4) を合計し、返金または請求を行います。返金の場合、原則として生協ウォレットへのチャージにより返金とします。請求の場合、原則現金を持参していただきます。

## 第 1 2 条 学事による中断措置

海外への短期留学、実習など、学事等に関わる事由により利用できない期間が数か月にわたって発生する場合は一か月単位でミールカードの中断措置ができます。コースごとの基準月額料金をもとに、中断措置期間の月数分の基準月額料金を原則として生協ウォレットへのチャージにより返金とします。返金は、利用再開月の 15 日までにいきます。この申請を受けた場合、生協は利用者に対して中断理由を証明する資料の提示を求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。

## 第 1 3 条 契約の更新

ミールカードの契約期間の満了後は 1 年単位で、任意で更新を行うことができます。契約期間中に生協が指定する方法により契約を更新するか否かの意思表示を行う必要があります。その後、当該年度の利用規約に同意の上、生協が指定する方法によりミールカードの利用を申し込み、購入金額を支払うことで契約が成立し、ミールカードを継続して利用することができます。

## 第 1 4 条 (本規約の変更)

生協は必要と認めた場合、本規約を変更することができます。この場合、生協は本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- (1) 店舗での掲示
- (2) Web サイトへの掲示

### 【各種手続き・ご相談の窓口】

- (1) 受付店舗  
津島：ピーチカフェテリア 4F  
鹿田：コジカショップ
- (2) 受付時間  
平日 14～17 時
- (3) 受付方法  
ご利用者本人が、窓口にて申し出いただき、既定の書類に必要事項を記入することで受け付けるものとします。

以上